

東京医療保健大学大学院医療保健学研究科の研究指導教員に関する細則

この細則は、東京医療保健大学大学院学則第 19 条に基づき、医療保健学研究科における研究指導教員の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1. 「研究指導」の定義

(1) 修士課程

- ① 「論文コース」(看護マネジメント学領域、看護実践開発学領域、助産学領域、感染制御学領域、周手術医療安全学領域、滅菌供給管理学領域、医療栄養学領域、医療保健情報学領域)においては修士論文の作成に対する指導を行うことを指す。
- ② 「高度実践コース」(プライマリケア看護学領域)においては特定の課題の研究に対する指導を行うことを指す。

(2) 博士課程においては博士論文の作成に対する指導を行うことを指す。

2. 研究指導教員

(1) 修士課程(論文コース)、博士課程

- ① 研究指導教員は研究演習科目を担当するとともに、大学院生に対して必要な研究指導を行うものとする。
- ② 研究指導教員は原則として主指導教員 1 名と副指導教員 2 名までとする。
- ③ 主指導教員は本研究科の教授又は准教授とし、大学院教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であり、原則として博士の学位を有するものとする。
- ④ 副指導教員は本学の専任教員以外も可とする。

(2) 修士課程(高度実践コース)

- ① 研究指導教員は課題研究科目を担当するとともに、大学院生に対して必要な研究指導を行うものとする。
- ② 研究指導教員は原則として課題研究科目担当教員 2 名とする。

3. 研究指導教員の決定

- (1) 研究指導教員の決定は研究科教務委員会にて審議し、学部・研究科運営会議にて承認するものとする。
- (2) 学外講師を申請する場合は、領域代表教員より別紙様式を研究科教務委員会に提出する。該当者が以下の場合は様式の提出は不要とする。

- ・過去に本研究科にて研究指導教員を務めたことがある者
- ・過去に本学の専任教員であった者

4. 研究指導教員の変更

- (1) 以下の特別な事情により研究指導教員を変更することができる。
 - ① 研究指導教員が定年となった場合
 - ② 研究指導教員が退職した場合
 - ③ 論文及び課題研究論文の指導上、変更が必要とされる場合
- (2) 研究指導教員の変更は、研究科教務委員会にて審議し、学部・研究科運営会議にて承認するものとする。

附則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。